

第16号議案

京都地方税機構公告式条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構公告式条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構公告式条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第2号

京都地方税機構公告式条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項の規定により、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入した公布文を付し、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示して行う。

（規則に関する準用）

第3条 前条の規定は、規則について準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、広域連合長が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合の機関（広域連合長を除く。次項において同じ。）が定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関が定める規程（規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関の名称又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示に関する準用)

第6条 第2条第2項の規定は、広域連合の機関が定める告示について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。